

令和7年11月

奈良県広域水道企業団議会会議録

奈良県広域水道企業団議会

令和7年11月

第2回定例奈良県広域水道企業団議会会議録 第1号

令和7年11月27日(木曜日)午後1時3分開会

---

出席議員(36名)

1番	福西広理	2番	森山賀文
3番	井岡正徳	4番	南幾一郎
5番	向川征秀	6番	乾充徳
7番	東川勇夫	8番	大橋基之
10番	西岡次郎	11番	うすい卓也
12番	佐藤太郎	13番	山岡康了
14番	土家靖起	15番	吉田雅範
16番	南満	17番	橋本宏淳
18番	梶井憲子	19番	塩見牧子
20番	木下充啓	21番	筒井寛
22番	亀井雅之	23番	山本隆史
24番	木口屋修三	25番	木澤正男
26番	浅野勉	27番	福山臣尾
28番	松本健	29番	植田昌孝
31番	森川昌彦	32番	牧浦秀俊
33番	小山郁子	34番	谷禎一
35番	杵本光清	36番	辻内正誠
37番	水本昭博	38番	辻本光雄

欠席議員(2名)

9番	榎堀秀樹	30番	新澤良文
----	------	-----	------

---

説明のため出席した者

企業長	山下真	副企業長	亀田忠彦
副企業長	小紫雅史	副企業長	堀内大造
副企業長	西脇洋貴	副企業長	小澤晃広
事務局長	岡田伸一郎	総務部長	常田淳
事業部長	能登隆	事業部理事	的場一矢

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	橋本一雄	議会事務局書記	乾井宏純
議会事務局書記	兼松良彰	議会事務局書記	中井秋智
議会事務局書記	竹村恵	議会事務局書記	金田梨沙
議会事務局書記	金星智雄	議会事務局書記	窪田陽介

---

## 議 事 日 程

- 第 1 補欠の議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議員提出議第 2 号 奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例
- 第 5 議員提出議第 3 号 奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議員提出議第 4 号 奈良県広域水道企業団議会会議規則等の一部を改正する規則
- 追加第 1 奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員の指名
- 追加第 2 奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告
- 第 7 議第 3 5 号 奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第 8 議第 3 6 号 奈良県広域水道企業団情報公開条例及び奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正する条例
- 第 9 議第 3 7 号 奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議第 3 8 号 令和 6 年度磯城郡水道企業団水道事業会計決算の認定について
- 第 1 1 議第 3 9 号 令和 6 年度奈良広域水質検査センター組合決算の認定について
- 第 1 2 報第 7 号 令和 6 年度磯城郡水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第 1 3 当局に対する質問
- 追加第 3 議会運営委員会の閉会中調査事件について

---

○議会事務局長（橋本一雄） それでは、令和 7 年 1 1 月奈良県広域水道企業団定例会開催に先立ちまして、企業長のご挨拶があります。

○企業長（山下真）（登壇） 奈良県広域水道企業団議会 1 1 月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

奈良県広域水道企業団は 4 月 1 日から本格的に事業を開始いたしました。発足当初は事務的な混乱も見られ、利用者の方々にご迷惑をおかけしたこともございましたが、発足から半年たった現在、企業団の運営全般について軌道に乗ってきたものと考えております。「将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給する」という企業団の使命を、県及び関係市町村が連携して果たしてまいる所存でございますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会におきましては、条例の制定、改正などの諸議案について、ご審議いただくことになっております。どうぞ慎重にご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

---

（議長吉田雅範、議長席に着く）

○議長（吉田雅範） これより令和 7 年 1 1 月奈良県広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、36名です。

本日の会議は成立しております。

9番榎堀秀樹議員、30番新澤良文議員が欠席となっております。

なお、出席を求めた理事者のうち、副企業長である上田郡山市長が急遽欠席となりましたので、ご報告申し上げます。

---

○議長（吉田雅範） それでは本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田雅範） 日程第1 補欠の議員の議席の指定を行います。

当企業団議会2月臨時会以降に構成団体の議会から選出されました議員の議席については、奈良県広域水道企業団議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の議席といたします。

---

○議長（吉田雅範） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第83条の規定により、議長から指名します。

10番 西岡次郎 議員

13番 山岡康了 議員

16番 南満 議員

を指名します。

---

○議長（吉田雅範） 次に、日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（吉田雅範） ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決しました。

---

○議長（吉田雅範） 次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○議長（吉田雅範） 次に、本日、企業長から議案6件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○議長（吉田雅範） 次に、

日程第4 議員提出議第2号 奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例

日程第5 議員提出議第3号 奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議員提出議第4号 奈良県広域水道企業団議会会議規則等の一部を改正する規則

を一括議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。——8番大橋基之議員。

○8番（大橋基之）（登壇） それでは、議案提出理由の説明をいたします。

ただいま提出いたしました議案について、その概要を説明します。議員提出議第2号から議員提出議第4号までの議案は、当企業団議会に議会運営委員会を設置するための関係条例等の制定又は改正についての議案でございます。

一部事務組合等、複数の地方公共団体によって組織される団体の議会においては、議会運営委員会を設置していないところもあるところでございますが、当企業団議会は議員定数が38名と多数の議員で構成されていることを考えると、円滑な議会運営を図るためには、少人数で効率的に議事運営に関する議事を行うことができる、議会運営委員会の設置が必要と考えます。先に開催された全員協議会においても、出席された議員の皆様のご意見は、議会運営委員会を設置するという方向で意見が一致したところでございます。ついては、本議会において、議会運営委員会を設置するために必要となる条例等を提案することといたしました。

なお、議員提出議第2号及び第3号については、地方自治法第112条第2項の規定により議員定数の12分の1以上の賛成が、議員提出議第4号については、会議規則第12条の規定により2人以上の賛成をいただかなければ議案が提出できませんが、いずれも所要の人数を上回る議員が提案者として連署しております。

以上、今回提出した議案の提案理由でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範） これより質疑、討論に入ります。

質疑、討論の通告はございません。

お諮りします。

これで質疑及び討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（吉田雅範） ご異議がないものと認め、さように決しました。

それでは、議員提出議第2号、議員提出議第3号及び議員提出議第4号を一括して採決します。

採決は会議規則第62条第1項の規定により簡易表決を行います。

お諮りいたします。

本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（吉田雅範） ご異議がないものと認めます。

よって、議員提出議第2号、議員提出議第3号及び議員提出議第4号は原案のとおり決しました。

○議長（吉田雅範） 公布手続きのため暫時休憩します。そのまま、しばらくお待ちください。

○午後1時11分休憩

---

○午後1時12分再開

○議長（吉田雅範） 会議を再開します。

お諮りします。

奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員の指名の件について、会議規則第21条の規定により日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1号として奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員の指名の件を直ちに議題とします。

それでは、奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員の指名を行います。

2番	森	山	賀	文	議員
4番	南		幾	一	議員
6番	乾		充	徳	議員
8番	大	橋	基	之	議員
22番	亀	井	正	之	議員
25番	木	澤	正	男	議員
26番	浅	野		勉	議員
27番	福	山	臣	尾	議員
28番	松	本		健	議員

以上9名を議会運営委員に指名します。

---

○議長(吉田雅範) ここで、暫時休憩し、議会運営委員長及び副委員長の互選を行うため、議会運営委員会条例第6条第1項に基づき議会運営委員会を招集します。

委員の皆様は速やかに委員会の会議場にご移動願います。

他の議員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。

○午後1時14分休憩

---

○午後1時21分再開

○議長(吉田雅範) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員長から互選結果の報告がございます。

お諮りします。

奈良県広域水道企業団議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果の件について、会議規則第21条の規定によって日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) ご異議なしと認めます。

したがって、奈良県広域水道企業団議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の件について、直ちに議題とします。

お手元に議会運営委員会委員長からの報告書を配付しております。

議会運営委員長に大橋基之議員、副委員長に木澤正男議員が選出されましたので、ご了承願います。

○議長（吉田雅範） 次に、

日程第7 議第35号 奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第8 議第36号 奈良県広域水道企業団情報公開条例及び奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正する条例

日程第9 議第37号 奈良県広域水道企業団職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議第38号 令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計決算の認定について

日程第11 議第39号 令和6年度奈良県広域水道水質検査センター組合決算の認定について

日程第12 報第7号 令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率の報告について

を一括して議題といたします。

企業長に、提案理由の説明を求めます。

○企業長（山下真）（登壇） ただいま提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議第35号から第37号は、条例の制定又は改正についての議案です。

まず、議第35号は、奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部を免責する条例です。この条例は、地方自治法243条の2の7第1項に基づく、企業長等の企業団に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定です。

議第36号は、奈良県広域水道企業団情報公開条例及び奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正する条例です。この条例は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会委員や行政不服審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合に科される刑罰を、懲役刑から拘禁刑に改めるものでございます。

議第37号は、奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、企業団職員が働きながら育児がしやすい環境の整備を一層進めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第38号及び議第39号及び報第7号は、当企業団の設立に伴い解散した磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合の令和6年度決算に関する議案でございます。

議第38号は、令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計決算の認定についてです。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計決算の認定を受けようとするものです。

議第39号は、令和6年度奈良広域水質検査センター組合決算の認定についてです。これは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和

6年度奈良広域水質検査センター組合の決算の認定を受けようとするものです。

報第7号は、令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率の報告についてです。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度磯城郡水道企業団水道事業会計における資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

解散した両団体の事務は当企業団が承継しているため、決算については、地方自治法第292条の規定により準用する同法施行令第5条第3項の規定により、当企業団の長である企業長が監査委員の意見に付し、当企業団の議会の認定に付することとされておりますので、ご審議をよろしく願います。

以上が今回提出した議案の概要です。どうぞよろしくご審議の上、ご議決またはご承認いただきますようお願いいたします。

---

○議長（吉田雅範） これより、当局に対する質疑、質問に入ります。

質疑、質問者の発言時間は15分、答弁を合わせておおむね30分以内といたしたいと思っております。また、議事の進行を円滑にするために、質問者、答弁者におかれましては、簡潔にご発言をいただきますようお願いを申し上げます。

通告のあった7名の議員のうち、30番新澤良文議員は急遽欠席とされましたので、答弁については文書で行うこととし、他の6名の議員について、順次、議席番号順に発言を許します。4番南幾一郎議員。——4番南幾一郎議員。

○4番（南幾一郎）（登壇） 大和高田市議会議員の南幾一郎が一般質問をいたします。

限られた時間ですので早速質問に入りたいと思っておりますが、一言だけ申し添えますと、広域で水道事業が統合され、多くの市町村が集まり、分母を大きくして、効率化、自動化を図ることは十二分に評価しており、企業団結成にご尽力された多くの方々に心より感謝を申し上げる次第でございます。

それでは今回、水道料金の減免制度の問題について質問いたします。

質問の前に、今回は個別の具体的な資料を提示していますが、これは一般質問で取り上げられることを本人が承知していること、また、個別ケースの可否を求めるのではなく、この事例を通して、社会的弱者に対する善良な管理義務履行の問題について取り上げ、制度の疑義を指摘していくものであることも併せてご承知くださいますようお願いいたします。

それでは、配付をお願いしておりました質問資料をご覧ください。

まず、漏水減免の前提になるものは、水道使用者等の善良な管理ということになります。言い換えれば、善良な管理をしていなかった使用者は、減免の対象にはなりません。さらに、この減免に関する規則の定め方は、善良な管理が前提になっているということです。これは、後ほど問題として取り上げたいと思っております。

減免の対象となるのは、発見できなかった水道メーターの取付け部以降の地中、床下及び付随する受水槽等の破損です。減免は漏水を含む計算月の使用料、つまり漏水時の量から実績使用料、漏水がない状態での使用料を差し引いたものの2カ月分、1期分になります。減免の計算は、一般家庭の口径25ミリメートルで2倍以下のところは50%、それから増えていく部分については減免の割合が増えていきます。これは資料等

をご参照いただけたらと思います。

ここからAさんの事例になりますが、前提としてAさんは視覚障害として、第1種身体障害者手帳をお持ちで、障害者年金、月8万幾ばくかで生活されています。お住まいは、一親等ではない親族の名義になっていると聞いています。

漏水は、令和4年4月12日、不在時に水道メーターのパイロットが回っていることから、検針員が漏水を懸念しメモを入れたということから始まります。ペーパーの小さな字を読むことはAさんにとっては困難な作業であることを皆様にお伝えし、さらに言うなら、そのポストに放り込まれたメモをたやすく読むことは、善良な管理義務として求められているのかということになるのかと存じます。

それからおよそ1年後に、料金が高いと本人から水道局へ申し出がありました。本人は大量に使った覚えはなく、最初は水道水が盗まれたのではという疑いでしたが、結果は給湯器周辺である水漏れだと確認されます。

善良な管理義務を遂行できる人は、漏水が発見され次第、自力で修繕できる工事業者を探し、見積もりを取り、必要に応じて交渉し、契約し、費用を準備し、工事を行う、水漏れを止めるということになります。しかし、そもそもAさんにそれらの手順を迅速に進める能力があったのかは疑問です。さらに経済的な余裕もなく、水漏れに対処することができませんでした。という間に、令和6年2月の水道料はなんと6万3,900円。月の収入が8万円なのに、水道代で大方がなくなるという状況に陥ります。もちろん延滞も発生することになります。その後は水道を使うたびに元栓を開けて使用し、水道を使うと元栓を閉めるということを繰り返していきます。

今年の6月になって私に連絡があって、知り合いの業者を入れ、工事や金額を確認、身内の方の援助を得て費用を捻出、漏水を解決、さらに福祉事業者を紹介し、現在は就労継続支援A型事業所で働くことができ、一定の収入を確保、生活状況を含めて改善されていることはお伝えしておきます。

そこで、問題になったこれらの支援の中で、漏水減免のお話でございます。水道料金の減免を勧めることになりました。これらの減免の手続きの中で問題が起きます。

まず、実績使用料は、令和7年8月のものが適用されます。これは妥当な判断だと思いますが、漏水があったと認定された計算月は令和7年2月になります。一番多い漏水日は令和6年2月であって、それを漏水時の計算月とすべきだと思うのですが、そうにはなりません。大量の漏水があって水道水を使用するたびに元栓を開け閉めしている期間が漏水の計算月とされるのは、Aさんにとっては非常に不利益な結果を生みました。

Aさんのようなケースは、あちらこちらにあるものではないとも思いますが、奈良県広域水道企業団ともなると給水人口はおよそ90万人。ましてや水道は必要不可欠です。こうした水道事業の中で、一部の社会的弱者に少なからずも不利益が生まれていると思われるのは問題です。この事例で、漏水の大きな時期は令和6年2月と推察されますが、なぜ令和7年2月を計算月としたのでしょうか。

また、宅地内漏水に係る水道料金減免要綱には、使用者等の善良な管理にもかかわらず発見できなかったと示されていますが、この善良な管理とは具体的にどのようなものを見るのでしょうか。

引き続きは、自席のほうから質問させていただきます。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 4 番南議員のご質問にお答えいたします。

水道の漏水減免については、水道使用者等の善良な管理にもかかわらず発見できなかった地中、床下の給水管等に漏水があった場合に限り適用することとしており、これは全国の水道事業者と同様の運用となっております。具体的に申し上げますと、宅地内漏水に係る水道料金減免要綱の規定に基づきまして、過去 3 期間分の使用水量の平均と漏水発生期の使用水量の差から算出した平均水量を基に水道料金を計算し、減免することとしております。

漏水発生期の算定につきましては、これも全国の水道事業者と同様に、申請時期から起算しております。過去に遡って減免措置をすることにつきましては、それらは漏水による使用水量の増によるものなのか因果関係が不透明であるということ、個別事情を考慮していきますと個々の使用水量の判断基準が不明確となり、かえって不公平になる可能性がありますので、ご指摘の考え方については採用することはできません。

また、水道使用者等の善良な管理につきましては、民法におけます「善良な管理者による注意義務」をございまして、原則として個々の利用者の状況に関係なく一般的に課される過失判定の前提とされる注意義務をございます。

漏水減免については、以上のとおり対応しております。ただ、検針時に漏水の可能性があると考えられる場合につきましては、現状、検針員からその旨を水道使用者等に伝えておりまして、これは有効な未然防止対策であると認識しております。また、結果として多額の支払いになる場合につきましては、経済状況を見て分納に応じるなど、柔軟に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4 番（南幾一郎） 幾つか今のお答えに対して議論申し上げます。

善良な管理者の義務、つまり善管義務ですけど、これは当然だとは私も思います。ただし、善管義務に何を求めるのか、善管義務のハードル、これを問題としています。一律に瑕疵ということだと、一般の健常者の方と視覚障害、経済的困窮者も同様なのかという疑問が生まれるわけです。水道に選択肢があれば、それは構わないです。水道がなくてもいいという人がおれば、今おっしゃっている答弁で構わないと思うんですけども、実際水道というのは極めて公的な性質が強い。生活に絶対に必要な事業だからこそ、そう思うわけでございます。

今のご答弁の第 3 条の 2、計算当月の前 3 期分ということだからということが、つまり不利益の結果を生んでいるわけです。この場合は、令和 6 年 2 月の因果関係は不透明である、また、それぞれに対応していれば問題が起きる可能性があるということで、こういった事例を犠牲にするということは、私はどうしても考えられない、納得できないことでございます。

引き続き聞きます。減免マニュアルに関して聞きますが、原則として見える方の漏水は不可、見えない方の漏水は可というような判断はあるのでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 漏水箇所について見えるか見えないかということの判断根拠としてのご質問として理解しますが、繰り返しになりますが、宅内の給水管につきましては、水道使用者の管理でございます。したがって、漏水による水道料金につきましては、先ほどからの繰り返しで申しておりますが、善良な管理者による注意義務に基づいて、基本的には水道使用者で負担いただくものと考えております。

ただ、例外として見えない箇所につきましては、これを善管注意義務でも確認するのが困難ですので、これについては唯一例外として減免対象とすることとしておりますが、これは制度的に合理的な判断と認識しておりまして、繰り返しになりますが、これは全国の水道事業者と同様の運用となっているということで考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） 全国の水道事業者の話は、私は聞いていませんので、結構です。

特に、今回の使用者は弱視ということで、障害と一見わかりにくい障害だと思います。こういった状況が本人の不利益になっていることを是認されるのでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 不利益になっているかというご質問でございますが、繰り返し申し上げますが、漏水減免については善良な管理義務を条件として、地中埋設管の損傷等に起因する漏水につきましては、例外的かつ事実に応用するものであります。事実の適用というところになりますと、現行制度の減免の適用に関して、特定の者に不利益があるという運用になってないということで考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） このような状況が誰にとっても不利益でないということをおっしゃっておるのはちょっと、私は意味不明なんです。

使用者が漏水の事実を知っていて、修繕を怠った場合は減免不可となります。経済的な事由は、ここには考慮されるのでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 経済的事由につきましては、支払い能力不相応の問題がございますので、一律に負担をいただきたいということではなくて、金額等、本人さんの経済状況を踏まえて、分納とか、ちょっと支払いを猶予するとか、そういうところの配慮はさせていただけると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） 例えば、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度など解決に有効な手段を使うと思います。使用者の生活に多くの課題があると察する場合には、こういった方を福祉行政につなぐことは可能でしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 福祉行政につなぐという部分につきましては、一般論からいきますと、こういう支払い云々につきましては個人情報ということがございますので、その観点からいきますと、直接本人の同意なしに企業団が福祉窓口へ案内するというこ

とは、それは困難ではございますが、水道使用者のほうからそういう依頼があった場合については、相談の上、ご了承の上、市町村、協議会等の窓口を案内することはできません。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） すみません。少し受け身のお答えでしたので、もう一度確認させていただきます。

本人からの申し出がない限りはできないということでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 福祉窓口については、本人からというところでは、話し合いの中で必要があればこちらからご案内ということで、そこは話し合いの中ですので、本人から言わないとこちらからは一切しないということをするつもりはございません。

ただ、窓口につなぐに際しては本人の同意が必要ですので、話し合いの中で本人の了解を取るという前提でこちらから打診させてもらうことはあり得ると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） こういった問題というのは、今までは市町村が窓口となっている場合は、現場の職員も、福祉課、保護課、障害福祉などと非常に親和性が高い状況であります。どうしてもそこで一つの県の広域になった時点で、そのコミュニケーション、意思疎通が図れていない状況があるのかと、本来でしたらそういったことにも踏み込んでいただきましたかったという思いがございます。

障害者基本法には、障害者に対する合理的配慮という問題があります。これは制定されております。水道事業としてこの合理的配慮はどう捉えておられますか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 水道事業者における障害者の合理的配慮というご質問だろうという認識をしておりますが、当然水道事業者におきましても、障害者への合理的な配慮が必要と認識しております。

ちなみに、内閣府においては、障害者の活動を制限しているようなバリアを取り除くという趣旨で、今回意思疎通の問題がございましたので、それを申し上げますと、例として筆談とか読み上げとかというような配慮を行わなければならないということで整備されていることは我々も認識しております。

今回の件につきましても、当然検針員はこういう異常値が出たからというふうなお声かけはさせてもらっているところでございますけれども、今回の質問を受けまして、改めて管内の検針員さんのほうにですね、こういう場合につきましては、声かけするような必要な配慮をしていくことについては申し上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） 今の制度がこうなっているということですので、ある意味ではこの答弁も致し方ないのかなと。理解があるというわけではございませんが、今の制度設計ですね、善管義務のハードルがこのような状況でありますので、今の答弁が続けられる

のかと思います。

特に障害者の合理的配慮については、来られた方が障害があると申告をした上でということであれば、またやり方も変わりますけれども、現実には毎回そういった申告があるわけではなく、そういったことも含めて水道事業というのはいろいろ大変なこともやっていたきたいと思うわけでございます。

ただ、今までの答弁は、今ある制度の適用の中でおっしゃっています。私が期待した答弁は、社会的弱者に配慮した善管義務を定めて構築し、不利益が起こらないような政策を実施するという答弁を求めています。

このあたり、企業長に質問します。社会的弱者に配慮した水道行政は可能でしょうか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） 個々の利用者ごとに善管注意義務のレベルを策定してはどうかという、そういう趣旨のご質問というふうに承りましたけれども、人間の注意力っていうのは本当に千差万別でございますので、あらゆるケースを想定して、この場合はこう、この場合はこうみたいなルールをあらかじめ設定するっていうのは、なかなか現実的には難しいのではないかと考えます。

○議長（吉田雅範） 南議員。

○4番（南幾一郎） 誰しものが漏水に対して即した解決力と経営体力を持っているわけありません。このような中で、弱者がさらに不利益を被るのはよくないというのが今回の私の質問の趣旨です。

今、企業長がおっしゃったそれぞれのことを文章化して、明文化して対応するということが非常に難しいということは、私も承知しております。こういった方々にですね、弱い者いじめをするなど声を上げたところで解決には至りません。

私は、この減免規則の適用に関しては、それぞれの状況をしっかりと把握して、本人が置かれた状況の中で柔軟適切に対応すべきであると。そして、1つずつ、この場合はオーケー、あの場合はこうといったような文章ではなく、企業団としての内規、例えば、一律的な減免をせず、相手の状況に応じた減免を実施した場合ですね、例えば通常の判断プラスアルファ、決裁権者をもう1つ上のレベルに上げるとか、そういった対応で可能ではないかと思います。内部規定の中でこういったことを改め、社会的弱者の不利益にならないような水道行政を強く望みたいと思います。

多くの方が利用する水道でございます。多方面に公的役割を果たしていただきたいと申し上げ、質問を終わります。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（吉田雅範） 理事者におかれましては要望の趣旨を踏まえていただくようお願いいたします。

引き続き、順位に従い、質疑、質問の発言を許します。5番向川征秀議員。——5番向川征秀議員。

○5番（向川征秀）（登壇） 議長の許可をいただきまして、議席番号5番、大和高田市議会の向川征秀が一般質問を行います。

近い将来に発生が見込まれております南海トラフ地震におきましては、この奈良県内でも広い範囲で断水が起きることが想定されております。この被災地域においては、何

よりも水は優先して確保すべきものであり、給水車を使用したら、緊急給水が必要になってきます。このことについて、本企業団の備えに関して質問がございます。

まず、本企業団において保有しております給水車の台数及び今後の配備や更新の計画はどうなっていますでしょうか。

また、災害が発生した場合、被災地域は混乱が生じ、避難所や公共施設などからの給水要請も必要量を正確に把握できず、無秩序に行われる可能性があります。そうした状況において、優先度に応じた効率的な給水活動を行うための事前の緊急給水活動の計画は整備していますでしょうか。

まず、この2点に関しまして、壇上から質問します。よろしく申し上げます。

○議長（吉田雅範） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆）（登壇） 5番向川議員のご質問にお答えします。

企業団が保有しております給水車両につきましては、現在24台となっております。この台数につきましては、給水人口に対しまして、ほかの同規模の水道事業者と比較いたしますと、例えばですが、給水人口約90万人の香川県の広域水道企業団については給水車の保有台数が9台に対しまして、奈良県広域水道企業団では給水人口約88万人に対して24台の保有となっております。また、現状では、日本水道協会を中心といたしました相互支援の体制をもとに、県内外の水道事業者からの応援を受けることができるような体制になってございます。このため、現状の台数で対応ができるということと考えておまして、当面は現在の配備計画を維持する考えでございます。

続きまして、南海トラフ巨大地震のような大災害が発生した場合についてでございます。ご懸念のとおり、無秩序な給水要請が行われるおそれがあると考えております。その中で、現在東京都を中心としました大都市水道局大規模災害対策検討会がございまして、こちらのほうで給水車の過剰要請対策としまして、まず人命に関わる施設に対して給水活動を限定していくべきではないのかという提言がございまして、こういった提言も踏まえまして、現在企業団といたしましては、応急給水活動の対策といたしまして、病院など人命に関する施設に限定した給水活動をするなどですね、そういったことを効率的に、また有効的に給水活動を行うための体制を構築したいと考えております。それにつきましては、現在、関係している市町村の防災部局の方々と情報交換を行いながら、これから検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 向川議員。

○5番（向川征秀） まず、給水車の台数に関しては、給水人口比で見れば、ほかの類似の団体よりも充足しているということですが、ただ、南海トラフ地震の被害想定においては、やはり全体として給水車の不足が見込まれる。といたしますのも、被災地域が広範にわたれば、広域の支援を行ってもなお応急給水が難しくなることが見込まれております。また、能登半島地震の教訓としても、道路の寸断や損壊等によって、効率的な給水が行えない場面も発生すると思っております。給水車の活動を補助するための可搬式タンクなど、こういった対策も必要ではないでしょうか。

また、給水車がいざというときに立ち往生しないよう、予備のバッテリーやタイヤ、あるいはタイヤチェーンといったものは確保されていますでしょうか。

○議長（吉田雅範） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） ただいまのご質問ですが、2点あったかと思えます。

1点目が、給水車が不足したときに、それを補充するような対策についてどう考えているのかということと、それから、給水車の運用がしっかり整えられるのか、予備部品の確保ができているのかということでございます。

1点目につきましてですが、企業団では、車両可搬式タンクなどの給水タンクというのを現在154基保有しております。また、組立式の緊急貯水タンクなどの仮設水槽になるのですが、こちらのほうは63基保有しておる状況でございます。応急給水活動に使用可能な体制を確保していると考えているところであります。

2点目につきましてですが、企業団で保有している給水車両、現在24台あるということですが、それらの中で、予備のタイヤですとか予備の部品につきましては、これを融通していくことで使用が可能と現在考えているところなので、そういった予備部品が不足して活動に何か影響が出るということは、現在のところは考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 向川議員。

○5番（向川征秀） 部品に関しましては、この広域企業団に参加している自治体の中でも、例えば冬場においては、県の北部の自治体では特に雪とか心配するのは本当に年1、2回ということですが、南部の自治体においてはもっと雪や路面凍結の危険がある。そういう場合に、もし南部の自治体で断水とかが発生した場合、北部から応援に行こうというときに、北部の自治体ではタイヤチェーンとかが十分に用意されていないケースがあります。そういう中に行けないということも起こり得るので、そういった角度でね、装備品等についての確保をして、きちんとした把握というのをぜひやっていただきたいと思えます。

日本水道協会、日水協が今、能登半島地震を教訓として緊急対応の手引きを更新しております。その中で、やはり各水道企業体が緊急給水、また応急の復旧活動について、あらかじめマニュアルを整備すると。特に、応急給水については、いつどこでどれだけのものが必要となることが想定されるか、どういうふうな優先順位で行っているかというリストを作る。実際起こったときにどういうふうに給水車を回すか、そういうシミュレーションをきちんとして準備をしていくことが重要であると思えます。

1回目の答弁では、協議しているということで、よろしく願います。こういった形で統一化したマニュアルというのを整備していただきたいと思えます。今回、水道企業団という形になって一つの組織になっているわけですから、これまでは各自治体の個別の活動であり、また、災害時においては、自治体間の相互応援ということだったので、今回、同じ団体の中での活動ということになりますので、統一したマニュアルで効率的に行われるというのが、やはり期待される場所であると思えます。

そういう点をぜひ十分考えていただきまして、マニュアル、手引きの整備、体制構築に取り組んでいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田雅範） 答弁は要りませんか。

○5番（向川征秀） はい。

○議長（吉田雅範） 引き続き、順位に従い、質疑、質問の発言を許します。19番塩見牧子議員。——19番塩見牧子議員。

○19番（塩見牧子）（登壇） 19番塩見でございます。

お手元の通告の中にタイトルがございませんが、議第35号の奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての質疑でございます。

まず、①免責要件である善意でかつ重大な過失がないことの認定は、一時的には企業長が判断し、企業長が軽過失であると認定すれば、企業団の損失の回復は阻害されるという理解でよろしいでしょうか。軽過失と認定され、一部免責された場合、違法な財務会計行為を是正して、適正な行財政と企業団が被った損害の回復を目指そうという住民の意欲が低下するなど、住民訴訟が有する不適正な事務処理への抑止効果が維持されなくなるおそれがありますが、この点についてどのようにお考えになりますか。

②地方自治法第243条の2の8第8項では、故意または重大な過失であっても、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部または一部を免除できると規定されていますが、あえて本条例を定める必要はどこにあるとお考えでしょうか。

③職員が、今条例が適用されるような損害を与え、賠償を命じられた場合であっても、賠償保険制度を利用して、損害賠償金を支払うことが可能と考えます。決裁権者相当の企業団職員の賠償責任保険制度の利用状況をお答えください。

④本条例を制定するならば、まず過失を防御するため、リスク対象を洗い出し、分析し、回避、低減の仕組みを用意することが必要と考えますが、そのような仕組みは企業団に整えておりますでしょうか。

次からは自席にてお願いします。

○議長（吉田雅範） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳）（登壇） 19番塩見議員のご質問にお答えいたします。

議第35号企業長等の損害賠償の一部免責条例に関する質問、4点ございました。お答えいたします。

まず1点目、善意でかつ重大な過失がないことの認定についてのお尋ねでございました。議員お述べのとおり、善意でかつ重大な過失がないことの一次的な判断は、企業長が行うものというふうに認識してございます。しかし、軽過失かどうかの判断につきましては、最終的には住民訴訟等を通じて、裁判所において判断されるものというふうに認識してございまして、企業長の判断が最終判断とはならないんじゃないか、議員ご懸念いただいております損害の回復が阻害されることはないというふうに考えてございます。同様に、住民訴訟が持つ抑止効果につきましても、維持されなくなるおそれはないものというふうに考えてございます。

2つ目のご質問ですが、既に議会の同意を得て賠償責任を免除する仕組みがあるのに、この条例を制定する必要があるのかというご質問でございます。今回の条例の上程につきましては、平成29年の地方自治法改正によりまして、損害賠償の一部免除を条例で制定できることになったものを受けた制定でございまして、その改正理由につきましては、改正前には、過失の場合にも企業長等が個人責任として多額で過酷な責任を追及される

ことがありまして、これによって長等の萎縮効果が生じているとの指摘を受けて、その課題解決のために、担保をしようとするものというふうに理解してございます。このような状況は、企業団においても想定されるものでございます。免責される場合の要件と、それから範囲をあらかじめ明確にすることによりまして、長や職員が躊躇することなく事務執行に取り組むという、そういうメリットがございます。このことから、議会の議決による免責が可能であったとしましても、本条例を制定する意義はあるものというふうに考えてございます。

3つ目でございます。決裁権者の賠償責任保険制度の利用状況についてのお尋ねでございます。賠償責任保険につきましては、決して企業団があっせんしているものではないでございます。また、職員が個人的に加入の要否、是非を検討するものというふうに考えてございます。プライバシーの保護、個人情報保護の観点からも、企業団としては、議員お求めですけれども、加入状況を把握してはございません。

最後に、過失を防御するための仕組みを構築することが必要だということでご指摘いただきました。議員にご指摘いただきました過失を防御するため、リスク対象を洗い出し、分析し、回避、低減する仕組みということは、内部統制制度の整備に係ることをおっしゃっているというふうに理解してございます。内部統制制度につきましては、今回のこの損害賠償の一部免責制度と合わせまして、第31回の地方制度調査会答申において制度化されたものというふうに認識してございます。企業団においては、一部事務組合でありますために、法律で定められた内部統制制度の導入は義務ではないというふうにされているところでございますが、一方で、企業団といたしまして県と26構成団体の多様な事務処理を統一してスタートしておくために、企業団設置前から不具合が生じるリスクを想定して、文書管理であったり、総務事務処理、契約に関する各システムを整備し、DX化を進めておるところでございます。あわせて、マニュアルを整備し、過失による損害発生を抑制するための仕組みの構築を進めておるところでございます。

今後につきましては、監査体制の強化を図るため、内部統制制度の制度設計については、監査委員と協議をしておるところでございます。

以上でございます。

- 19番（塩見牧子） お答えでは、住民訴訟が有する不適正な事務処理への抑止効果が維持されないことはないという答えだったんですけれども、第一義的には企業長がご判断されると。でも、最終的には、やはりまた住民訴訟等で、裁判所が判断することになるということだったんですけれども、ただ、もともとこういう損害が発生して、その賠償請求に至るには、やはり、まず1回住民のほうで監査請求があり、そして住民訴訟に至っている。その結果として賠償責任が生じるというふうになっている。でも、それをまた免責するとなるとまたそれに不服だとして、また監査請求をし、ということをもたまたま繰り返さないといけないわけです。これは非常に住民にとっては負担であるということで、企業団に生じた損害を住民がそこまで労力を払ってでなければ回復できないのかというような住民にとってハードルが上がるものと考えております。

企業団としては基準を明確化していくというようなことをお答えいただきましたけれども、企業長として私的な判断がなされるのではないかと。それから、住民のほうにハードルが高いというところをご指摘しておきたいと思っております。

続きまして②のところですね、なぜ地方自治法の243条の規定でも免責できるのに、この条例を制定するのかということなんです。こちらにつきましては、確かにこの条例の制定によって、企業長への心理的な負担だとか、事務執行に当たっての萎縮効果は低減するかと思うんですけども、この条例によって企業長等の免責ができるとなった場合、この場合は議会による関与はなくなるということで間違いないでしょうか。

○議長（吉田雅範） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） 今お尋ねいただいたのは、この条例に基づいて一部免責する場合、議会の関与はどうかということをお尋ねでしょうか。

制度として、こういう条例を制定して、その制度をつくるということ自体が議会に対してお諮りしているというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） ですから、この条例を一度制定しさえすれば、あとは議会に一つ一つ諮る必要はなくなるということかと思えます。言うてみたら専決処分できるような、そんな感覚だと思うんですね。けれども、こういった住民あるいは企業団に大きな損失を与える可能性があるような場合、やはり一つ一つの案件について、この企業団議会が判断していくということが必要ではないかと思うんですけども、企業団としてはこの条例を提出している以上は、専決的な運用をさせてほしいということだと思います。

続きまして、③の職員賠償責任保険制度、こちらについては個人で加入するものなので、企業団としてどれぐらいの職員さんがこれに加入しておられるかどうかは把握していないというお答えだったかと思えます。あっせんもしていないということなんです、企業長は生駒市長時代にですね、ご自身が弁護士でもあり、保険に入ることによって遵法意識が甘くなることを自戒するという意味で入らないというふうに昔お答えいただいたことがあるんです。当時、その覚悟に私もある意味感動したんですけども、今は企業長も含めて入っておられないのでしょうか。

○企業長（山下真） はい。私はその保険には一切入っておりません。

○議長（吉田雅範） 山下企業長、まだ当ててないので、挙手の上、お願いします。

○企業長（山下真） はい、すみません。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） その方針は変わらないということで、はい。そこは、いまだに評価するところなんですけれども、ただ、一般の職員さんにしてみたら、やはりこれはかけておかないと不安が残るところかと思えます。

平成30年に沖縄県の宮古島市で、水道施設の老朽化が原因で発生した断水の被害を受けた宿泊施設事業者が水道事業者を訴えて、損害賠償を認められたというような事例があります。これは、その業者への賠償によって生じた水道事業者への損害賠償を請求するというような住民監査請求とか住民訴訟が発生しなかったんですけども、今後こういった施設の老朽化に伴う訴訟リスクというのは、高まってきているのではないかなというふうに感じました。

従いまして、企業団としてはあっせんもしていないということではございますが、住民あるいは企業団が負うことになる負担のリスクを軽減するためにもですね、やはり一

定この制度を紹介するぐらいのことはしていいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） そのことに関しては、先ほど申し上げたとおりでございます。各個人により判断されるものというふうに考えてございますが、議員からのご指摘も踏まえていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） そこは、お知らせだけということなのかなと思えます。

最後に、④の過失防止のためのリスクマネジメント体制のことでございますが、一部事務組合に関して言えば、一般市と同じ扱いで内部統制の制度を整える必要はない、努力義務になっているということは理解しております。

ただ、きっちりとした内部統制の仕組み、制度というところには至らずとも、やはり一定、会計事務処理のチェック体制ですとか事務手続きのマニュアル、先ほどマニュアルは整えているということでお答えいただきましたけれども、これは今どの程度まで進んでいるのでしょうか。もう既にこの企業団が発足した時点で、そういった一連の事務処理とかマニュアルの整備はもう既に完結しているということでは捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田雅範） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） ありがとうございます。企業団が業務を開始して以降、おっしゃっていたようなマニュアルであったり、そういう仕組みであったりというのは、調整を進めて今動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） 調整を進めているという段階で、まだ完全に整備はされていないということなんでしょうか。

というのは、やはりまずこういうリスクを抑える仕組みがあつてこそ、この条例を制定する、それが手順として然るべきなのではないかなというふうに思うんですけれども、その整備がまだなされていない状態のまま、この条例を上程されているのであれば、それはちょっと手順として違うかなというふうなところでございます。

○議長（吉田雅範） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） 言葉足らずで申し訳ありません。

仕組みというのは、制度自体は整えて、今運用しているところでございます。ただ、都度都度いろいろな不具合とか、そういうのが出てきていますので、逐一改修しながら、バージョンアップしながら進めているということではございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） 要するに、何かが起こったときに、なぜ起こったのかということをつきつりと分析をして、再発防止に向けた仕組みを構築していけるのかどうか、そういったサイクルがちゃんと形成されているのかどうか、そこが大事だと思うんですけれ

ども、そういったことは体制として整っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） サイクル整理のお話なので、ご報告だけさせていただきます。

企業団設置以降、いろいろ不具合が起きているのはご存じのとおりだと思います。例えば、春には料金システムの不具合があって水道料金が落とせないということがございました。そういう状況に対して、我々は当然何回も検討した上で、今後再発しないように、都度都度協議して再発防止策を講じているところでございます。

また、ご存じのとおりですが、先ほど答弁でありましたように、この企業団というのは多くの団体が集まっております。事務処理のやり方も千差万別ということで、まずそのマニュアルを作らないと事務を正しく執行できないという状況がございました。したがって、内部統制制度があるからというのではなくて、企業団として業務を進めるためにマニュアルを整備して業務を進めていくことを自ずと必然にする状況があったということをご理解いただきたいと思います。

先ほどと繰り返しになりますが、詳細のことにつきましては、そういった検討体制におきまして、内容につきましては、正副企業長会議、必要に応じて運営協議会にも情報提供してご意見を頂いて運営しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 塩見議員。

○19番（塩見牧子） 最後に、内部統制的ないろんな仕組みを整えていっておられるということで、そういった取り組みを実際にされているということを住民、それから企業団に所属する自治体に向けて発信をしていただくということをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 住民等への発信でございますが、具体例を申し上げますと、先日の議案説明会において、水質検査の不具合についてご報告させてもらったものがございます。五條市の天辻浄水場における最近発生した事案でございましたが、それについては公表させていただいた上で、今後の各浄水場の検査体制について効率的に見直しているというご紹介をさせていただきました。具体的に実際にそういう取り組みをしておりますので、今後もこういう事案があれば議会にも情報提供させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） よろしいですか。

○19番（塩見牧子） はい。

○議長（吉田雅範） それでは、塩見議員の発言は終わりました。

続きまして、順位に従い、質疑、質問の発言を許します。25番木澤正男議員。――  
25番木澤正男議員。

○25番（木澤正男）（登壇） 25番木澤正男です。そうしましたら、質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

通告につきましては、1番2番という形でさせていただいているんですが、ちょっと

順番を入れ替えまして、2番のほうから先に質問をさせていただきます。

水道料金、水道基本料金の減免策についてです。

ご存じのように、近年の物価高騰で家計が圧迫され、住民の暮らしは非常に大変な状況です。そのため、市町村では国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金の減免策を実施してきました。しかしですね、今年度については、奈良県広域水道企業団加入市町村の中では、黒滝村さんが実施をされているようですが、それ以外の市町村では実施されていない状況だと把握しています。もちろん、それぞれの市町村の裁量で行われるものなので、その判断は尊重されるべきものですが、4月にこの広域水道企業団が設立されたことによってシステムが変わり、各市町村単独では、実施しづらい状況にあったのではないかとというふうに推察をいたします。

物価高騰対策についてはいろいろな方策がありますが、例えば商品券などを発行し、日々の買い物に使っていただくことで住民生活を支援するといったやり方などもありますが、その場合、商品券の印刷、発行、換金などで間に業者等を挟み、手数料が発生するので、その分住民に直接渡る金額が減ってしまいます。その点、水道基本料金の減免は、余計な手数料がかからないため、より効果的に住民生活を支援でき、これまで多くの市町村で実施されてきたのだと考えます。そうしたことから、奈良県広域水道企業団として加入市町村に対し、水道基本料金の減免策実施を検討していただきたいと考え、今回質問をさせていただきます。

国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金は、県と市町村にそれぞれ交付されています。ですので、それを財源とし県の裁量で行っていただくのか、それとも加入市町村と連携し行っていただくのか、やり方はいろいろあると思いますが、暮らしが大変な中、今後の住民の負担軽減策としてぜひ実施を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。企業長の見解をお尋ねいたします。

また、仮に3カ月間、加入市町村全域で水道基本料金を免除しようと思えば、幾らの財源が必要になるのかについても併せてお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

次に2点目ですが、国土交通省が令和8年度上下水道関係予算概算要求の中で、埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する道路陥没事故や人口減少の進行等を踏まえ、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道一体効率化事業を進めようとしています。

まず、この事業が具体的にどういった内容なのかお尋ねいたします。

また、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、上水道は企業団が、下水道事業は市町村が管理運営を行っています。これに対しては相互の連携が必要だと考えますが、企業団の見解についてお尋ねいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 物価高騰対策に係る国の交付金についてでございますが、本年5月の重点支援地方交付金につきましては市町村に交付されております。今後についても同様の制度運用になるものと思われま。したがいまして、国の交付金を水道料金の減免に充てるためには、まず、交付金を受ける市町村において予算計上し、議会の議決を得る必要があると考えております。企業団といたしましては、そういう事実を構

成団体である各市町村に伝えまして、減免するかしないかについて、各市町村において個別にご判断していただく必要があると考えております。

議員お述べの3カ月間、市町村全域で水道料金を減免しようとする場合、財源として試算では約11億円が必要となります。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 私のほうからは、上下水道一体効率化事業についてお答えさせていただきます。

上下水道一体効率化事業につきましては、令和6年度から水道整備・管理行政の一部が国土交通省に移管されたことを契機に、施設の老朽化、切迫する大地震への対応などの課題を抱える上下水道について、その相乗効果を発揮するための上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を図るため創設されたところであり、主な補助対象事業につきましては、上下水道で連携・一体的に行う上下水道施設再編事業、上下水道施設耐震化事業、上下水道DX推進事業などがございます。

なお、企業団がこの補助制度を活用することは可能でございます。例えば、上下水道DX推進事業では、過年度に企業団の料金システムや財務会計システムの構築で補助金の交付を受けております。令和8年度につきましては、水道漏水調査について交付申請を行う予定でございます。

なお、議員ご指摘のとおり、上下水道の事業主体に関してでございますが、本県では上下水道それぞれ所管を異にしております。なお、下水道使用料徴収など下水道事業の一部業務については、企業団が各市町村から受託をしております、可能な連携につきましては既に行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 木澤議員。

○25番（木澤正男） まず1点目のほうですけれども、市町村のほうで予算化していただく必要があると。当然それは必要だというふうに思うんですが、先ほど事務局長のほうからも、料金徴収体制が変わったということで、これまでは市町村が住民から直接水道料金を集めて、その分徴収しないということで減免を図ることができたというふうに思うんですが、この水道企業団でシステムが変わったことによって、そういったこれまで市町村が直接行っていたことができなくなったりとか、段階を踏んでやらなければいけないというふうになったということがあるんじゃないかというふうに考えますが、その影響はいかがでしょうか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） ご指摘の黒滝村は、この企業団には入っておりません。簡易水道でやっておられますので、黒滝村は黒滝村で減免することを決めて、徴収もしなかったということではないかなと思っております。

もしこの企業団で同様のことをしようとする場合は、ですから、各構成市町村すべてにおいて減免するというような議決をしていただいて、それを踏まえて企業団として徴収をしないという、そういうことになるのかなと理解をしております。

○議長（吉田雅範） 木澤議員。

○25番（木澤正男） そういうふうに市町村が判断すれば、できるということで確認を

したいと思います。

この企業団の体制の中に、運営協議会、企業長とそれぞれの市町村の長で構成される全員協議会があると思いますので、議会でこういった水道基本料金減免の提案があったということで、ぜひ諮っていただきたいなど。そこで合意が図れば実施ができますし、そうならなかったら結果としては無理かもしれませんが、ぜひ企業長のほうからも、その全員協議会で協議にかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） すみません。それはいつからの分をおっしゃっているんですか。いつからの水道料金について。

○議長（吉田雅範） 木澤議員。

○25番（木澤正男） 今年度の交付金については、それぞれ使い道が決まっていると思いますので、次年度で国のほうから交付金があった場合にはそれを活用して、今後のことについてお尋ねをしています。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） 今回そういうご質問があったことも踏まえまして、一度正副企業長会議等で検討の上、必要に応じて運営協議会に諮ってまいりたいと思います。

○議長（吉田雅範） 木澤議員。

○25番（木澤正男） はい、わかりました。そうしましたら、質問の意図を受けていただいてそのように対応いただけるということなので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それと、2点目のほうですけれども、国の交付金については活用できるよということでご答弁いただいたというふうに思います。それでしたら問題ないのかなと思いますが、素人考えなんですけれども、もともと市町村におれば上水道下水道一体管理をしていましたけど、今別々になって、これ、一体的にやったほうが効率化が図れるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、わかる範囲でお答えいただければ結構なんですけど、企業団設立の前に協議会をされていたと思うんですが、そこで下水道と一体的に管理をするというような協議をされたことはないんでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 過去における協議状況でございますが、私が確認しているところにつきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、上下水一体になって効率化になるものについては一体でやっていこう、連携していこうという議論があったということで認識しております。それが具現化されたものにつきましては、先ほど申し上げましたが料金徴収、具体的には検針メーターであるとか料金徴収、これについては一体化により効果を図れるということで、現実運用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 木澤議員。

○25番（木澤正男） 効率化できるところはやっているよということですね。全部一体的に運用することが必ずしも効率化ではないということで理解をしておきますが、今後もし必要があればそういった議論も生まれてくるのかなと思いますので、今回につきましてはここで終わっておきたいと思います。

○議長（吉田雅範） 木澤議員の発言を終わります。

引き続き、順位に従い、質疑、質問の発言を許します。28番松本健議員。——28番松本健議員。

○28番（松本健）（登壇） 議長のお許しが出ましたので、28番松本健、質問させていただきます。

蛇口の閉め忘れなど配管破損ではないうっかり事故によって、高額請求となる事例があります。こうしたケースは年間どの程度発生し、どの程度の金額となっているのでしょうか。

また、利用者保護の観点から、一定の条件下で減免や救済措置を講じる制度の検討は可能でしょうか。

以下、質問の背景を補足します。先日、近隣住民の方から蛇口の閉め忘れで水が出続け、先月の水道料金が10万円近くになった。しかし、配管漏水でなければ減免の対象外と説明されたという相談を受けました。まず確認したいのは、蛇口の閉め忘れ等による過大請求が現在どれだけ発生しているのか。件数、金額を把握しているのかということです。

さらに、以下の観点を懸念します。このたびの水道事業の広域化に伴い、従来は毎月行われていた検針が2カ月に1回となる区域が生じています。検針頻度が下がれば、蛇口の閉め忘れや類似の事故が発生した際、発見までの期間が長くなり、結果として過大請求が膨らむ要因となることが明らかです。利用者の被害増大を防ぐためには、まず、現在は発生件数を正確に把握し、実態に基づいた対策を検討することが不可欠です。現状把握を行わないまま、利用者保護を語ることはできません。この点について、企業団の見解を伺います。

次に、配管漏水は減免、うっかり事故は対象外という現行の線引きについて、以下に考えます。果たしてこの線引きが利用者の実情や、今後の人口構造の変化に照らして合理的と言えるのか。また、制度として見直しができない明確な理由があるのでしょうか。

以下より、本質的な問題を提起します。今後、地域では高齢の単身世帯の増加、認知症一歩手前の段階で生活される方の増加が確実に進みます。蛇口の閉め忘れは、個人のミスというより、社会の構造変化に伴い、避けがたく増えていく現象です。水道事業は公共インフラであり、本来生命維持に不可欠なサービスを社会的弱者にも安定して届けるという福祉的使命が求められます。であるなら、認知機能の低下に伴ううっかり事故を全面的に自己責任とすることが妥当なのでしょうか。企業団は、公共の使命にどう応えるのか、ここをはっきり伺いたいと思います。

水道事業はそもそも資本集約型で、製造コストが使用量に正比例して増えるわけではありません。また、水道事業は独占、無競争状態にあり、有取水率90%程度で、総括原価方式のもと、価格設定がなされているというものと理解しています。この特性を踏まえると、弱者の事故的増量を一定の範囲で救済する制度を設計することは十分可能であると考えます。

すなわち、1、広域化後の検針頻度の変化に伴う過大請求リスクの認識。2、今後、蛇口閉め忘れ等の事故的増量の現状把握を行うか否か。3、高齢化社会に対応した福祉的視点から、減免制度の創設について。4、公共インフラとしてどのように利用者保護

を果たすのかについて、明確な回答を求めます。

以上です。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 28番松本議員の質問にお答えさせていただきます。ご質問いただきました点が前後するかもしれませんが、内容については一括で答弁させていただきます。

まず、高額請求の原因である漏水につきましては、水道使用者等の善良な管理にかかわらず発見できなかった地中、床下の給水管等に漏水があったときに限り減免することとしており、これは全国の水道事業者と同様の運用となっております。ここでいう善良な管理につきましては、民法における善良な管理者による注意義務であり、原則として個々の利用者の状況に関係なく、一般的に課せられる、過失判定の前提となっている注意義務でございます。このことから、議員ご指摘の蛇口の閉め忘れにつきましては、善良な管理者による注意義務を果たしていれば起こり得ないことでございますので、減免することはできないと考えており、したがって、事故的増量の現状把握については行う必要はございません。

また、企業団におきましては、これまでの市町村毎の運用を統一するために隔月で調定及び請求を行うことになったところでございます。これにより確かに1回当たりの請求金額は高くなりますが、仮に請求金額がこれまでの傾向から高額になった場合につきましては、検針員から個別に注意喚起するなどの対応を行っております。

さらに、高齢者社会に対応した福祉的視点からの減免措置につきましては、基本的に企業団は公営企業として収益を確保して事業を行う団体でございます。したがって、福祉を始めとする政策的な対応につきましては、生活保護制度に代表されますように、水道料金は加算されておりますが、基本的に各市町村の福祉担当部署で対応されるべきものと認識しております。

最後に、議員お述べのとおり、水道事業につきましては、公共インフラでございます。企業団としては適切に水道使用者等に水道水を供給する責務があると認識しておりますが、水道料金の減免措置を設けるところにつきましては、福祉的な理由としてもそういう減免措置については設ける責務がないと考えております。

しかしながら、高額請求になるリスクを解消する努力は、企業団としても必要と考えております。そのためには、事後的な対策よりも未然防止対策が企業団にとっても住民の皆さんにとっても有効と考えております。このため、先ほどの繰り返しになりますが、検針員から個別に注意喚起することが実行性あるものと考えておりまして、改めて管内の検針員に対して周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） 論理の組立てとして、順番にもう一度問わせていただきます。

広域化したことによって検針頻度が減ること、それによって過大なリスクが増加するということは、認識はされておりますか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 先ほど申し上げましたが、金額が増えるということは認識し

ております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） そのリスクに対して措置を講じようと思ったときには、いくら向こうのミスです、使用者の責任問題ですと言えども、こういう事例がどれだけあるのかというのを把握しないことには、問題を意識して対策をとれないと思うんです。現状把握する必要はないと先ほど回答されましたけど、その辺もうちょっと補足説明いただきたいんですけど。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 基本的に減免措置を設けるということを考えておりませんので、それについて統計調査を行う必要はないという趣旨でございます。

先ほど申しましたように、実態につきましては個々の検針員さんのほうでよく把握されていますので、そこで未然防止として声かけをすることが有効な対策として考えております。したがって、統一的に実態把握する理由はないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） この企業団の組織としてですね、もちろん各々の拠点では、こういう事案があった、こういう事案があったというのは上がってくるかもしれないですけども、その事案はまとめられて、例えば企業長さんとかにはどういう状況になっているかというのは現状一切伝えられてないという認識でよろしいですか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） こういううっかり漏水ですか、高額使用というところについては、把握しておりませんし、内部でも共有しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） そこで企業長さんに伺います。

この水道事業というのは、もちろん広域化することによって、持続可能であったり、設備の修繕とか、そういうところが効率的に行われるというメリットはすごくあると思いますが、皆さん懸念されているのは、福祉的観点がだんだん欠けていくんじゃないかというものだと思っております。この水道事業に対して、やっぱり福祉的な観点から、生命維持に不可欠なサービスを社会的弱者にも安定して届けるという観点からの事業というのが必要だとはお考えですか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） 先ほど事務局長も答弁させていただいたとおり、当企業団は、利用者の方々から徴収する水道料金をベースに運営する、そういう企業体でございますので、料金体系あるいは減免ということに関してですね、福祉的な視点を設けるというのは、ちょっとそぐわないというふうに考えております。そういう福祉的な要素を盛り込むのであれば、各市町村において対象者とかを決め、またその対象者に対してどういう福祉的施策を行うのか、それは市町村の裁量で行うべきものではないかなというふうに考えております。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） 一体化された水道事業に関しては、金額等に福祉的観点を反映させるようなものではないというふうに理解しました。

そういうお考えでよろしいですかね、改めて。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） 結論的にはそういうことだと思いますけれども、今水道企業団に加盟している各市町村において、この水道企業団発足前に同様の制度があったのかなかったのか。ですから、企業団になったからそういう福祉的施策がなくなったというふうに言えるのかどうなのか、そういったことは把握しておりません。

○議長（吉田雅範） 松本議員に申し上げます。現状進展はないように思われますので、質問の観点を改めていただきたいと思います。

松本議員。

○28番（松本健） 水道事業というのは、水道供給に加えて福祉的な観点があるだろうと私は考えております。世の中の的にもそうなのかなと思いますが、実際にそれを遂行する際には、この水道企業団というのは、あくまでも経営的な観点で行われるものだというふうに理解しました。そういった場合に、じゃあ福祉的な観点でも補足というか、福祉的な観点での手助けというのは各市町村がやるというのであれば、まず、この企業団でどういう事態が起きているかというのは市町村に伝えられる、先ほど別の質問で市町村につながりという話がありましたけれども、そういう観点での調査というのはやっぱり必要なんじゃないでしょうか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） そもそも、うっかり蛇口を閉め忘れたというのは、一般の人でもあるわけですね。一般の人がうっかり閉め忘れた場合というのは、多分議員も減免の対象にするお考えはないというふうに思います。だから、もし認知機能の衰え等でうっかり閉め忘れた人を対象にするということであれば、認知症かどうか、まず定義が必要になってきますね。それ、医者で診断で、私は認知症ですというような申請書を出してもらった人が対象になるのかどうか。認知にも様々なレベルがございます。ですから、どういう認知症だったら減免の対象になるのか。例えば、認知症の方が本当にうっかり閉め忘れたかどうかという証明も必要になってきますよね。認知症の人がすべからくうっかり閉め忘れるということにはならないわけですから。

ですから、減免の対象者をどういうルールで限定し、それを何をもって証明し、なおかつうっかり閉め忘れたというのをどう立証するかというようなことを考えた場合に、認知機能の低下された方のうっかり蛇口閉め忘れについて減免の対象にするという、そういう制度を構築すること自体がなかなか難しいものであろうというふうに考えておまして、そうであれば、例えば認知機能が衰えている人に対して、それ以外においてもいろんな生活の支障があるわけでしょうから、典型的に何らかの手を差し伸べるという福祉施策を検討すべきであって、それは市町村の事務ではないかなというふうに考える次第でございます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） もう終わりますね。

いろいろご説明いただき、ありがとうございました。

企業団ではそういう福祉的観点な動きというのは、基本的にはちょっと違うと。それをやるんだったら市町村の事務という話だと理解しました。

ということは、こういう事例があった場合、うっかり閉め忘れたという人は、自分の市町村にこういう事例があるので、それに対して福祉的観点から何かできないかというふうな話を申し上げると。市町村は、そのときに市町村から企業団に対して、自分の市町村の中でこういう事例がどれぐらいありますかというのをやっぱり尋ねるということになるかなと思いますが、その場合は何か対応をされるということでもよろしいですか。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） そもそも企業団として分かるのは、個々の水道使用量と、それに基づく料金をそれぞれ利用者が幾ら払っているかというのは当然データとしてすぐはじき出せると思いますが、例えばある月だけすごく水道使用量、水道料金がアップしているときに、それが何の原因でそうなっているかというのは当然わからないわけですよ。ですから、水道料金が高くなった原因を調べようと思えば、全利用者に対してアンケート調査を実施するとかいうことしか、具体的にはないと思うんですよ。じゃあ、それを全員に、88万人の利用者にアンケートを配って、水道料金が高くなって、それは蛇口のうっかりミスで水道料金が高くなった人は申告してくださいというようなアンケートを全利用者に対してするというのは、物理的にも金額的にもなかなか考えにくいことではないかなというふうに思います。それによって、アンケート調査で何百万円、何千万円かけて、実際に減免するのは何千円とか何万円とかいうことであればですね、そういうことの費用対効果というのは全く見られないというふうに考えます。

○議長（吉田雅範） 松本議員。

○28番（松本健） おっしゃること、よくわかりました。原因を調査してくださいって言うわけじゃなくて、現状どうなっているか。あるとき過大請求になったというような、請求の変化がどういうふうになっているかというような、出そうと思えば出せるようなデータを問い合わせた場合には出してもらえるかという話です。

○議長（吉田雅範） 山下企業長。

○企業長（山下真） もし市町村のほうでですね、認知症の方で、一定レベルの認知症の方の蛇口の閉め忘れに対して福祉的措置で減免措置をすると。ですから、例えば当該対象者の水道料金の変化について、何年何月分から何年何月分まで、水道料金と水道使用量がどう変化した具体的な数値を提供してくださいというふうに言われた場合には、その本人の同意、本人が提供していいというような同意があれば、それは提供することは不可能ではないというふうに思いますけれども、あくまで認知機能の低下による蛇口のうっかり忘れを福祉的施策として市町村が実施すると決めた場合の話でございませう。

○議長（吉田雅範） 松本議員よろしいですか。理事者側からこれ以上の答弁を求めるのは難しいと思いますので。

○28番（松本健） はい。わかりました。そのようにいきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範） 以上で松本議員の発言を終わります。

引き続きまして、順位に従い、質疑、質問の発言を許します。33番小山郁子議員。

—— 33番小山郁子議員。

○ 33番（小山郁子）（登壇） 議席番号33番、王寺町議会議員の小山郁子でございます。私からは2問質問させていただきます。

まず1問目ですが、災害時生活用水の協力井戸についてでございます。災害時生活用水の協力井戸は、大規模な地震等の災害が発生し、水道が断水した場合に、近隣の被災者への飲用水以外の生活用水、洗濯やトイレ等の水として提供いただける井戸として登録され、災害時に提供者の善意により、自主的に井戸水を提供いただくものです。これまでの大規模な災害発生時には、断水により長期間にわたり飲用水や飲用以外の生活用水が確保できない等、被災者は不便な生活を余儀なくされました。このような状況を教訓に、水道管の耐震化等の施設設備、速やかな応急給水、応急復旧の協力体制整備などが進められています。

しかし、大規模な断水が生じた場合は、このような公的な施設や体制整備だけでは、対応が追いつかないことも考えられます。そのため、生活用水、洗濯やトイレ等の水を確保する目的で、身近な水源である個人や事業所が所有する井戸を災害時生活用水協力井戸として登録する制度があります。企業団としてこのような制度をつくり、今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

2問目ですが、今年3月に巨大地震の被害想定が新たに発表されました。2025年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定が新たに発表されましたが、水道施設等の被害対策の見直しはされたのでしょうか。

また、一体化後、施設の浄水場などの統合による合理化において、災害時の対応能力強化に影響がないのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 33番小山議員のご質問にお答えいたします。

災害時生活用水協力井戸についてです。災害時生活用水協力井戸の登録につきましては、企業団管内で既に、具体的に申し上げますと天理市、御所市、宇陀市、五條市、平群町、三郷町、安堵町の7の市と町で行っておるものでございます。基本的に各市と町では、登録につきましては防災担当部署で所管しております。

企業団としては総合的な防災の観点での取り組みと認識していること、さらに被災時には企業団におきましてはまず飲料水の確保が重要と考えておりまして、このための応急給水対応並びに被害を受けた水道管の復旧を最優先とする体制をとる必要がございます。このため、井戸につきましては、優先順位を考えた場合、新たに登録制度を設けることまでは考えておりません。

しかしながら、この登録制度の情報を共有することは重要と考えております。今後は各市町村と情報共有を行っていきたくと思います。

続きまして、南海トラフ地震の対応でございます。南海トラフ巨大地震の被害想定見直しにつきましては、今年3月に中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにより、南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定が公表されました。これに基づき、県でも被害想定調査の見直しに取り組まれているところでございます。企業団においては、この新たな地震被害想定調査の公表結果を踏

まえ、必要に応じて対策の見直しに取り組んでいきたいと考えております。

なお、浄水場につきましては、議員お述べのとおり、今後奈良県広域水道企業団基本計画に基づき、統廃合を進めることになっておりますが、地震発生時の給水拠点となる御所浄水場と桜井浄水場につきましては廃止の対象とはなっておりません。企業団としては災害時の対応能力は維持されるものと認識しています。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 小山議員。

○33番（小山郁子） はい。ご答弁ありがとうございました。

今、奈良県では7の市町、7の自治体が、この登録制度を行っているということ把握されているということなんですけれども、うちの王寺町におきましては、登録制度はもちろんございません。企業団になる前に水道部に尋ねましたところ、王寺町の場合は災害時に使えるような井戸がないということでした。それぞれ市町村によって違うと思うんですけれども、先ほど申しましたように、一旦災害が起きますと本当に水道管が遮断されて大変なことになります。

今のご答弁では飲用水を最優先にということなんですけれども、生活用水も本当に大変だと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 生活水の重要性の観点についてのご質問でございますが、我々としては生活水も当然重要と考えております。ただ、被災時における企業団の態勢として何をまず優先するかといいますと、先ほどの繰り返しですが、応急給水対応、水道管復旧、これが最優先事項と考えております。基本的に、その中で生活水についても配慮できるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 小山議員。

○33番（小山郁子） 今のご答弁でしたら飲用水を最優先に、そのことはよくわかるんですけれども、大災害になりましたら、本当に生活水、能登の地震なんかでもご存じだと思ってしまうんですけれども、大変だったと思ってしまうですね。その場合に使える井戸があれば、住民さんは本当に助かると思います。

企業団としては、この登録制度をつくらないという見解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 結論としましたら、以上のとおりです。ただ、先ほど答弁で申し上げましたとおり、生活水の井戸というのは重要と認識しております。当然その実態について、市町村と協議して、具体的に被害があった場合、どう対応するかというのは協議が必要と考えております。

ただ、企業団として積極的に設けるところはないという、そういうご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 小山議員。

○33番（小山郁子） 企業団としては、登録井戸のことはしないという見解だということですか。

ちょっと観点を交えまして、井戸の水質検査のことなんですけれども、今まででしたら奈良県の水質のところ、水質検査されてたと思うんですけれども、そこが解散されて、今井戸水の水質検査はどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 水質検査センター組合が解散された後、井戸水の検査はどうなっているかというご質問だと認識しておりますが、旧水質検査組合につきましても、井戸水の検査については行っておりません。これは、水質検査、おそらく県の保健環境研究センター並びに民間の検査機関において検査されるものと推察されますが、具体のところについてはわからないということでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 小山議員。

○33番（小山郁子） はい、わかりました。

それでは、2問目の質問だったんですけれども、浄水場の削減のことなんですけれども、大災害のときには御所の浄水場と桜井の浄水場があるので大丈夫だという見解なんですけれども、まだまだ、奈良県では浄水場に地下水100%の施設もあると思うんですけれども、すべてを廃止するのではなく、給水機能を期待できる災害対策とか断水対策の選択肢を考えていただくようなことができないんでしょうか。

○議長（吉田雅範） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） あらゆる災害への対策という趣旨と理解しておりますけれども、先ほど御所、桜井と申し上げました。大きな拠点浄水場ではそこが拠点ですが、実際には各箇所に応急給水栓を設置して、各地で給水できるような体制をとっております。その中で、ちょっと数字を申し上げますと、地震発生5日ぐらいで必要とされる応急給水量につきましては、6万2,500立米となっております。これを既に上回る水というのは、浄水場に限らず、各地で確保しておりますので、今後統廃合される浄水場が統廃合されたとしても、問題ない体制は敷いているということで想定をしております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 小山議員。

○33番（小山郁子） 企業団としてはそのようにお考えであると思うんですけれども、やはり県民の大切な命の水ということで、企業団の視点としてですね、日本各地で起こっています大規模な地震等の自然災害の経験をしっかりと学んでいただいて、今想定されておりますけれども、見直しをしていただくようなことも考えていただきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたように、県民の命の水を守るという、企業団の責務を全うするというを本当に考えていただいて、県民のためにしっかりと水道企業団の事業をしていただきたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 小山議員の質問を終わります。

質疑及び質問は、以上となります。

お諮りいたします。

これで質疑及び質問を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) ご異議がないものと認め、さように決しました。

---

○議長(吉田雅範) これより、議案に対する討論に入ります。

討論の通告はありません。

お諮りいたします。

討論なしとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) ご異議がないものと認め、さように決しました。

それでは、議第35号から議第39号及び報第7号について、一括して採決いたします。

採決は、会議規則第57条第1項の規定により、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

企業長提出の各議案について、原案のとおり決することに、賛成の議員の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田雅範) 起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田雅範) 議会運営委員会委員長から、会議規則第64条の6の規定により、継続調査申出書の提出があり、お手元に配付しております。

お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中調査事件について、会議規則第21条の規定によって日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3として議会運営委員会の閉会中調査事件について、直ちに議題といたします。

お手元の申出書のとおり、議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、定例会閉会中の継続調査を認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(吉田雅範) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、定例会閉会中の継続調査を認めることに決しました。

---

○議長(吉田雅範) 以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全て終了い

たしました。

よって、議事を閉じます。

---

○議長（吉田雅範） 高席から失礼いたします。

令和7年11月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

私の五條市議会の任期が11月30日までとなっております。今議会をもって企業団議会の議長の任を離れることとなります。ひとえに皆様のご協力のもと、大変スムーズに運ばしていただきましたこと、高席からではございますが、厚く御礼申し上げます。

また、山下企業長をはじめ、理事者側各位には質疑等において述べられました意見等について、今後の企業団の事業執行に十分に反映されますことを心から望んでおります。理事者の皆様にも、本当にありがとうございました。

ここで、企業長からご挨拶があります。

○企業長（山下真）（登壇） 定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました各議案につきましては、熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決又はご承認をいただきました。誠にありがとうございました。本議会でいただきましたご意見等につきましては、これを尊重し、今後の企業団運営に反映するよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも企業団運営のため、一層のご支援、ご協力をいただきますよう、お願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和7年11月奈良県広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

○午後3時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

奈良県広域水道企業団議会

議会議長 吉 田 雅 範

署名議員 西 岡 次 郎

署名議員 山 岡 康 了

署名議員 南 満